

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 伊藤 理
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー38階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成29年10月13日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社アートネイチャー
証券コード	7823
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	デルタ ロイド アセット マネジメント エヌ ベー (Delta Lloyd Asset Management N.V.)
住所又は本店所在地	オランダ王国アムステルダム、1096BC、アムステルプレイン6 (Amstelplein 6, 1096BC Amsterdam, the Netherlands)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー38階 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 小嶋 祐樹
電話番号	03-6438-5200

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	平成28年9月6日
訂正箇所	平成29年10月11日提出の変更報告書において誤りがあったため取り下げいたします。